

# 増租地帯における地租改正-筑摩県飯田地方を中心として-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学史学地理学会 公開日: 2009-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 渡辺, 隆喜 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/1581">http://hdl.handle.net/10291/1581</a>

## 増租地帯における地租改正

—筑摩県飯田地方を中心として—

渡辺隆喜

はじめに

幕末・維新期を通じて豪農と呼ばれる階層が、極めて重要な役割を果し、生起した諸事件の性格に大きな影響を与えていることは周知のことである。地租改正においても、豪農との関連は戦後の三〇年代の諸研究において多かれ少なかれ闕説されており、研究史上の重要な論点の一つ<sup>(1)</sup>となっていたことは云うまでもない。しかしながら、この関連への接近の仕方は、主に、地租改正反対運動との関係から行なわれる場合が多く<sup>(2)</sup>、改租事業実施の具体的状況においてそれ自体を政治的経済的観点から問題とすることは比較的少なかった<sup>(3)</sup>ように思われる。とくに、豪農層が遂行しようとした地租改正の内容と特質を、政府によって強行された改租との関連で論証したものは皆無であつて、ために、結果としての地租とその経営に対する規定性をあきらかにすることなく結論が導き出される場合が多かつた。

本稿は、筑摩県における飯田地方<sup>(4)</sup>を分析対象とし、地租改正の性格を豪農経営と増租との関連においてあきらかにすることを目的としている<sup>(5)</sup>。方法的には、地引帳の分析を通じて豪農層の集約的要求として成立する統一的算定方式を検討することによってこの地方の地域的特質をあきらかにし、そのうえに、検査例にもとづき配付される

第1表 飯田地方の地租改正略年表

	全 国	飯 田 地 方
明治4年7月	廃藩置県	伊那県のほか飯田県設置 筑摩県（参事永山盛輝）に合併 飯田支庁に分属
5年2月	田畑永代売買解禁 売買譲渡地地券交付	
7	一般地地券交付	
8		県下一般地地券交付布達
9	地価取調規則	地券掛主任黒田直方巡村（伊那諸村，入札法の意図につき騒ぐ）
10		（第1回）田畑一筆限地引帳提出
11		実地反別。徳米調査指令
6年3月		永山参事権令に昇進
5	地方官会同	
7	地租改正条例発布	（第2回）田畑一筆限代価地引帳提出
9		地租改正条例県内布達
7年3月		（第3回）田畑一筆限地引帳提出
5	地租条例第8章追加	
11		「田畑割引法」成立
8年4月		（第4回）田畑一筆限地引帳提出
5	地租改正事務局活動開始	
8		収獲見込書提出，官定地価決定
11		永山権令新潟県令に栄転
12	新税施行承認	
9年以降		改正地引帳作成（第5回）改租反対運動開始

官定地価が生産関係に如何に作用するかを考察すべく意図している。

飯田地方は、民権運動との関連からすれば、その発生をみない諏訪地方、豪農民権期に活躍する松本地方に対し、典型的増租地帯として地租改正反対運動から政府転覆の激化事件へと発展する地域であり、政治史の基礎的条件を解明するうえにも好条件を具えている。

なお、この地方における地租改正の実施過程を概観すれば、略年表によってあきらかなように改租政策の転回が内容にみられる地引帳の提出時を一つの画期としている。すなわち、第一期に五年八月から同年一〇月まで、反別の検地帳照合による壬甲地券交付

過程。第二期は五年一月より六年八月まで、実地反別調査（六尺一分竿、三〇〇坪一反に統一）と作徳米調査による実価取調の時期。第三期は六年九月より七年三月まで、各村毎の地価算定期、第四期は七年四月より八年四月まで村位・地位等級体系の成立による算定方式の統一化過程。第五期は八年五月より同年十二月まで、官定地価の各村への配付による政府意図の貫徹過程。第六期は九年に入り、地価の一筆毎への引当と改租反対運動開始期である。

地租改正の事業が、土地の整理と測量にはじまり地価算定後の新税施行の許可によって終了するとすれば、この地方の地租改正は明治五年一月より八年十二月に至る過程である。しかし、本稿では金納定率地租の方針が確定し、その方向にそって算定が行なわれる六年九月より八年十二月までを対象とした。

(1) この点については丹羽邦男氏「地租改正」日本歴史二〇〇号参照

(2) たとえば、原口清氏「地租改正をめぐる静岡県民の動向」歴史学研究二一〇号。大槻弘氏「地租改正反対運動」大阪経大論集一八など

(3) 最近では有元正雄、太田健一氏「地租改正と地主豪農層——岡山県地租改正反対闘争を中心として——」土地制度史学一一号、これは絶対主義政府プランに対し農民的地主的プランが基本的対抗関係として配されているが、政治分野の解明が主であって、それを生み出す経済構造にまでは言及されていない。そのため云われるところの両者の基本的対抗関係が明らかでない。

(4) 筑摩県は松本本庁のほか、飛弾高山支庁とこの飯田支庁に分轄されているが、ここでの飯田地方とは、この支庁管内をさす。のちの下伊那郡と上伊那郡の一部が属する。

(5) この地の地租改正をとりあげた業績には、後藤靖氏「下伊那郡地租改正反対一揆」、伊那一九五六年一月号。これを理論的実証的に拡大された「自由民権運動と農民一揆」、京都大学人文学報七。平沢清人氏「長野県下伊那地方における地租改正をめぐる農民の抵抗」信濃一〇の一〇。青山秀彦氏「『農民的地価算定案』の内容と特質」地方史研究五四。同「地租改正実施をめぐる対立と闘争の諸形態」歴史評論一九六二年一月号。その他、古島敏雄氏「明治初年における農民階層の分化——地租改正地引帳に表われた一農村事情——」農業経済研究二六の四等がある。これらは、改租反対運動と豪農との関連や、算定方式自体の検討および地引帳のみの分析で

あるが、経営と地租の関連を農民独自に提起した算定方式との対比で把握したものではない。

## 1、飯田地方の位置

地租改正の結果もたらされた地租をもって高率地租であるとする見解は、極めて古くから通説化している。これは、旧租との量的継承度において、また、農民的剰余分の収奪作用をもってその根拠としているようである。そこから、必然的に地租の封建的性格が立論されるが、実は、高率地租の高率たる所以は結論として通説化しているほどに明らかではない。それは、幕藩社会内部にみられブルジョア的生産関係と、そのうちにおける剰余蓄積の度合如何が、主穀経営においてあきらかにされないまま、検査例上の取分比率の分析より帰結された国家取分をもって論じられ、その相互规定的関連が実証されていない事情によるものである。

そこで、ここでは右の如き関連究明への前提として、生産力——耕地増加率、収率、收穫量（反収）等と増租率から、飯田地方の位置づけを簡単にしておく。

まず、筑摩県の改租結果を、農民申告額との対比で示した第二表を検討しておく。改租前と決定は、新税施行を政府に伺い承認を得た数値であるが、農民申告額は、政府の方針である検査例の強制的適用を受ける直前までに県内各地において農民の独自に提起した算定で行なわれた結果の総額である。農民独自の算定の詳細は後述するが、各地における独自の米価、利率、取分比（旧租維持）によるもので、千差万別の算定法を通じて決定された結果であるため、かえって、当時の實際を示し、貢金の改租前に対する農民申告額の低下も、改租使用相場として県下が画一化された前者（または決定租）に対し、後者は、地域差をもつ前期的市場の諸物価をそのまま使用したところから生じたものである。

この表からあきらかなことは、まず反別において、旧に対する新反別が申告反別で七六%、決定反別で七三%増加となることである。申告に対する決定反別の減少がどのような理由でなされたかあきらかではないが、決定反別による改出率七三%を、とくに、信濃側に限って地目別改出率をみれば、水田一一四%、畑五七%となる。土地改出率を全国的にみれば、右の比率は水田で全国最高を、畑においても平均以上となっている。

第2表 筑摩県改租結果表（信濃・飛騨）

	A 改租前	B 明治8年2月 農民申告	C 明治8年 12月決定	$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{A}$	$\frac{C}{B}$
反 別	471821反	828742	814982	176	173	98
收 穫 量	381495石	田畑777810	田畑宅732408	203	182	94
反収(田)	1.13石	1.418	1.32	125	116	93
貢 米	(154102石)		(178782)			
貢 金	54,0081円	45,8457	63,4511	85	117	128
租率(田)	49.1%		25			

1. 民有地一種中切替畑未定田畑を除外
2. 收穫量は畑方の大豆は算定使用価で換算したもの
3. 石米円以下切捨（ ）内は推定
4. 史料 明治8年「地租改正ニ付検査例に相用候物価伺」公文編冊、  
長野県庁文書「明治初年地租改正基礎資料」中巻612頁

收穫量は申告額において一〇三%、宅地見積り收穫を含む決定額において九二%の増加率となり、反別増加にもなう平均反当収量の減少もみられず、土地生産力の上昇と改出増による農民的な土地所有前進の基礎的条件をあきらかにしている。ここでも、申告収量に対し決定収量は減少しているが、この理由については別稿(1)で述べた通りである。

田の場合のみ表示した収量に対する貢租額は、旧租率額五割から新租率二五%（畑は二八%より二四・三%）へ減少するが、このような新租は、各県ともに全収量中のほぼ二五%となる全国的傾向の一つをしめている。ただ、筑摩県の場合、農民申告収量が多いことから現実にはやや低めの租率となることに留意する必要がある。

反別および收穫量の右の如き状態に対し、貢金は上昇を示す。改租前と決定とは新旧同価の場合九、四万円、また、年々石代値段平均では一〇万円余の増租となり、この増租分を改出新反別により除してみれば、反当増租額は、全国的に小田県につく増租地となっている。とくに、農民申告地租と決定地租との差一七・六万円の増額分は、在地米価のほか農民独自の見立てによる諸因子をもつ算定によつた農民の地租改正と、国家的意図貫徹下のそれとの量的な差を明確にする。

右にみられた結果を、郡段階において検討すれば第三表がえられる。各郡の土地改出と租額とを収量との関係でしめたものであるが、み

られるように、県全体の改出の多くは南北安曇郡と西筑摩、諏訪郡の水田によって担われ、飯田支庁管内に属する下伊那郡はほぼ平均値をしめすにすぎない、増租率においても、最高の西筑摩、北安曇は土地改出と無関係ではないが、上下伊那郡の比率は他と比較するとやや高いことがしれよう。

第3表 各郡の新旧租比較表

	田畑改正率	旧租米	新租米	増租率	新高	新租率
北安曇郡	98 109%	石 9763	石 15652	% 60	石 8.4	% 18.4
南安曇郡	102 133	16663	19389	16	11.9	16.3
東筑摩郡	69 64	26562	29864	12	15.1	19.8
西筑摩郡	151 20	2421	3972	64	4.2	9.4
諏訪郡	152 80	17925	21018	17	12.5	16.7
上伊那郡	49 73	19942	28841	44	14.7	19.6
下伊那郡	84 66	25211	39158	55	14.3	27.3

1. 新租米は各郡地租を算定用米価で除したも (伊那3円52銭, 安曇筑摩 諏訪3円59銭)
2. 新高は明治19 20 25年各郡平均反収に改出新反別をかけたもの (下伊那郡米1石7斗大豆6斗5升4合)
3. 東筑摩郡中8ヶ村は不明につき除外
4. 「長野県町村誌」南信編 長野県統計書

この点、さらに明確にするための手がかりとして、明治二〇年前後の平均反収を改出反別に乘じて算出した生産額と新租米との関係をみても首肯できる。新租率は、他郡の二割以下に對し下伊那郡のみ二七・三%を占め、前述の如き県平均の、否、全国的な新租率の二五%を上廻る結果となっている。大蔵省が、全国的に「地租改正ノ為メ苦情ノ最も多キ地方」と指摘した飯田地方の実態の一つが、このような租率面に具象化されている。

この表により、筑摩県の特徴を整理すれば、(イ)土地改出率の高さにも拘かわらず増租率、新租率の低い諏訪、南安曇郡、(ロ)改出率、増租率ともに低い東筑摩、(ハ)逆に、改出率低く増租率の高い下伊那郡の三つの傾向に概括されるが、このような結果が経営の性格に大きな影響を与えるものであったことは云うまでもなく、地租改正に對する三様の姿勢が生まれる基礎的要因はここにある。

右の検討から、飯田地方の特色が大凡あきらかに右に立入って下伊那郡における各村の結果をみてお

なつたと思われる。そこで、やはり平均的結果にすぎないが、さらには照応した関係にあることが判明する。これに對し地租改正反對運動との関係をみれば、その中心村は必しも改出率、増租率ともに高い地域ではない。両者ともに高い地

第4表 飯田地方の改租結果  
増 租 率

		0~20	20~30	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100%以上	計
土 地 改 出 率	0~20		1			.....	信夫村 1					2
	20~30					1						1
	30~40					1						1
	40~50		1		松尾 村 2	1						4
	50~60	1			1	.....						2
	60~70	1		里見 村 1	1	.....			1			4
	70~80	.....	.....	.....	.....	.....	上郷 村 1				1	2
	80~90		1			1						2
	90~100				久堅 村 1	1		市田村 2 1		1		4
	100~150									1		3
	150~200								1		1	2
	200%以上					1		1			2	4
	計		2	3	1	7	4	3	3	2	2	4

1. 飯田町を除く      2. 点線は平均値(改出74% 増租55%)  
3. 村名は地租改正反対運動の中心村(合流村は除く)      4. 「長野県町村誌」南信編

域が下伊那郡の縁辺地帯であるに對し、ほぼ中位の割合を占める反対運動の諸村は、むしろ、飯田を中心とする平野部の水田、穀倉地帯に属している。それゆえ、両者の関係でこの村の特色を概括すれば、改出に對する増租が経営において相対的重圧となる地域であり、県内における飯田地方の位置を如実に象徴する地帯であったと云えよう。

そこで、以下、この地租改正反対運動地帯を例にとり、豪農層との関連で具体的に検討する。まず、改租期における生産構造の特色をあきらかにし、そのうえに行なわれた地租改正を地価算定方式を中心に検討し、最後に結果として算出された地租と生産力との規定関係を考察することによって地租改正の階級的性格を考えてみたい。

ここでは、とくに、伊那郡信夫村(明治八年、下川路、上川路、時又、桐林、長野原、駄科の各村合併)のうち、下川路村(明治一四年分村)を中心に検討する。統一算定方式の成立に中心的役割を果す郡村總代を出し、地租改正反対運動には隣、上川路の森多平を中心とする指導部を構成する反対の中心地域である。

(1) 近刊、拙稿「松本地方の地租改正——豪農と改租の関連をめぐって——」土地制度史学

(2) 「地租関係書類彙纂」明治前期財成經濟史料集成七

卷三八一頁 以下「彙算」集成と略



## 2、改租期の生産構造

(1) 対象地の性格。下川路村は飯田の南天竜川西岸に位置し、飯田を中心とする盆地の縁辺部をなす天竜峡周辺の村落である。徳川期の支配関係については、元和元年に幕領より尾張支封、美濃高須城主松平摂津守の所領となり、明治に至って版籍奉還をむかえた。村高一二三〇石は周辺諸村に比較して大村の部に属する。

地目の比率は信夫村全体では水田が高いが下川路村では、畑地との比率はほぼ相等しく、米作のみが農業生産のすべてではない。「植杉は桑・楮を以って最と」<sup>(1)</sup>、「製造物は紙を以って最とす。東西に運輸す、亦繭糸之に次ぐ」とあるように紙漉業と養蠶が主要な副業をなす<sup>(2)</sup>。

信夫村全戸数八一四戸中、一六〇戸、人数八〇〇人(約二割)は紙漉業者として「一戸其業に従事」<sup>(3)</sup> 専業化を強めており、下川路村でも同様な傾向にあったと思われる。また養蠶においても<sup>(3)</sup>、明治八年前後で総戸数二四九戸中、蠶種製造一四戸(生産額八七五校)養蠶農家九六戸(明治一四年一二〇戸産額一八三石余)、繭仲買一〇戸、生糸営業人一七戸、豪農四戸を出資者とする器械製糸場(二人取)一ヶ所等が成立し、生糸職工の存在もみられ共同体内部の分業関係が形成され、同時に、生糸を通じて遠隔地市場(横浜)にまきこまれつつあった。

これに対し、水田生産力は平均反収一石五斗五升で支庁管内では上位を占める。明治七年村位等級において一五等中三等に位置し、二二三ヶ村(合併前村数)中上位一〇ヶ村に次いで評価されている。下川路村以外の、信夫村に吸収される他の諸村もすべて一等より三等までに含まれ、管内の高生産力地帯を形成している。

(2) 所有関係と経営。明治七年における下川路村の総面積のうち、耕地一八六町歩余その内訳は第五表のようになる。小作地率は田に高く畑に低い、平均反収に対し小作地反収が高く、高生産力地の小作地化を示す。この総耕地は、二二三戸(入作者を除く、また、他村所有地を含まない)により耕作されるが、この農家の所有と経営との関連をみたものが第六表である。

所有関係の特徴的な点は、無所有者の存在と実質的に無所有に近い一反未満層の三二%に及ぶ存在であり、生活手

第5表 下川路村自小作別反別表

	自作	小作	收穫量	比率		反当収量	小作地反収
				自作	小作		
田	6082セ	2608セ	1348石	70 %	30 %	1.55石	2.06石
畑	9544	461	821	95.4	4.6	0.82	1.29
計	15626	3069	2169	83.5	16.5		

1 収量は表裏作含む

2 明治7年3月 田畑一筆限地引帳 川路支所文書（以下、特別にことわりぬ場合すべて同じ）

第6表 一戸当り所有・経営表

	A所有地	B貸付地	C経営地	B/A 貸付率	A-B/C 自作率	C/A 経営率	階層構成	
							所有	経営
100 以上	1090セ	416セ	674セ	38%	%	62%	1	
50-100	742	292	450	39		61	4	2
30-50	405	92	315	23	99	77	6	9
20-30	252	42	222	17	94	83	8	6
15-20	173		175		99	101	7	10
10-15	124	1	127	1	97	99	19	27
7-10	81	1	92	1	88	99	19	18
5-7	57		66		87	116	11	28
2.5-5	36	1	51	4	69	142	38	47
1-2.5	17		37	2	46	218	54	34
1反以下	3		13		28	433	54	39
無計							28	21
計							249	249

1. 畝以下は切捨

2. 比率は小数以下四捨五入

3. 史料5表と同じ

段を他に求めねばならない再生産不可能な五反未満の零細所有者は、実に、七〇%に達することである。これら貧農層の労働力再生産のため前述の余業が存在するが、この余業に基づく再生産基盤の狭隘性は、彼等をして常に小作予備軍たらしめている。村内最大の所有者は一〇・九町の一戸のみであるが、村内全耕地の四〇%は、三町以上所有者一名により占められる。したがって、地主小作関係が成立し端緒的な地主的土地所有の形

成もみられ、小作地総面積の八五%を受作する五反未満所有者層が小作人化の傾向を強めている。

しかしながら、つぎの貸付率は、自作率に明らかになように、前者の低さと後者の高さは所有と経営とが照応関係にあり、地主小作関係の未発展を示している。この比率により、貸付率三八%以上、所有地中の経営率六二%以下を豪農、貸付率一七%以上経営率八三%以下を富農、所有地に対する経営地がほぼ等しい経営率九九%より一六%を中農、自作率七〇%以下経営率一四二%以上を貧農とすれば、所有において五町以上、五町以下二町以上、二町以下五反以上、五反以下に区分され、戸数において二五戸、一四戸、五六戸、一七四戸となる。

このような分解の起点は、当村においては安永―天保期にみられ(史料省略)、すでに天保期において後への移行をしめす明治初期に等しい戸数に到達しており、五反以下層は全体の約八割を占め、以降、明治に至る過程で五反二町の間層が減少し両極分化が進んでいる。前述階層関係はこの到達点に位する(1)。

以上、所有を簡単にみてきたが、つぎに経営を検討しよう。右階層区分中、各々の典型として五〇町、二〇三町、一〇一・五町、二・五〇五反層の特色をみれば、経営規模とその内容は第七表のようになる。みられる特色は、①豪富農の所有に対する経営中、畑に対し、水田の減少がみられ、貧農はその逆の関係にあること。つまり、地主小作関係は水田に成立している。②豪富農ほど所有中の二毛作地率が高いが、それは、貸付地として小作地化される度合が強いこと。③豪富農ほど桑畑を所持する度合が高いこと、これは小作地化せず殆んど所有者の経営であるため、桑畑に所持にもとづく養蠶収入(明治六年養蠶農家一戸当り)各々、六五円、二二円、二七円、一一円もその経営者属している。

右の如く、集積した水田の二毛作地が小作地化されることは、この地が旧体制下の高免地であることから貢租率の高さと裏作の発展による剰余の形成を高額小作料として収奪し、同時に、両毛作にもなう生産費負担を小作人に転嫁する可能性をもつものであったと考えられる。しかしながら、経営地中における二毛作地の比率は、貸付地として放出した豪富農層にも未だ高く、桑畑所有による収入の多額さにみられるように生産者の性格が強い。この点、次にみる反当収量の高さにもあらわれる。

第八表は階層別生産表であるが、所有反別における生産額であるため経営上の収穫額ではない。しかし、所有と経

第7表 一戸当り経営規模

	所 有		經 営		所有中の二毛作地		桑 畑	貸付地 中 二毛作地
	田	畑	田	畑	田	畑		
豪 農	445畝	296畝	195畝	254畝	27%	76%	26.07畝	} 田42% 畑88%
富 農	130	122	100	119	29	73	12.27	
中 農	58	67	57	68	21	66	3.18	
貧 農	13	23	26	24	20	61	1.21	

明治7年 田畑一筆限地引帳

第8表 階層別生産表（一戸当り）

（明治7年）

	米	大麦	大豆	小麦	小豆	ソバ	桑	楮	茶	(表作) 反当収量
	豪 農	67.81	14.55	12.88	8.11	0.02	0.07	177.9	91.0	0.5
富 農	18.61	4.71	4.80	2.93	0.04	0.04	49.3	35.8		1.43
中 農	8.39	1.89	2.20	1.37	0.09	0.06	29.5	22.4		1.45
貧 農	1.86	0.29	0.79	0.55	0.05	0.02	13.0	5.6		1.41

明治7年 田畑一筆限地引帳 単位 普通農産物は石 桑・楮・茶は貫

営とが照応関係にあること、地主小作関係の未発展のこの段階においては右表の数値から大勢を推察することは可能であろう。みられるように、豪富農層ほど主要雑穀と桑楮の産額が多く、反当収量も多い。しかも、各反収は、いずれも、この地方の旧反収一石三斗六升より多く土地生産力の増大を示す。のちにみる如く、実質的な貢租率は豪農一五・八%、富農一七・七%であること、および前者の家族八人、後者六人を各々年間消費量を一石一石として推算すれば八石と六石とあることからこれらを収穫量より控除してみれば明らかかなように、すでに販売を可能とする収量となっている。これらは、家族労働を主体とする農業・家事使用人(各戸平年一人、年雇)および附籍労働力(4)による経営の結果をあらわしていた。

このように、当時における豪農層(および富農層)の経営は未だ小作料収入に依存しておらず、手作経営にその中心がおかれ、そのうえに養蠶、製糸業が副業として存在している。この手作地は、土地生産力の増大、販売

第9表 階層別租率表

階層	明治3年 (貢米 石高)	明治7年		
		收穫高	貢米	貢租率
0 ~ 2.5	34.3%	72.8石	29.6石	40.6%
2.5 ~ 5	37.4	118.4	30.0	25.3
5 ~ 10	39.6	185.3	44.2	26.0
10 ~ 15	36.7	227.9	50.2	22.0
15 ~ 20	44.2	91.5	22.6	24.6
20 ~ 30	42.2	211.6	37.6	17.7
30 ~ 50	40.1	276.4	53.7	19.0
50 ~ 100		360.3	57.2	15.8
100 以上		116.5	19.9	17.0
平均	40.0	(1658.6)		21.0

1. 收穫高は地引帳一筆ごとのものを集計し米高に換算したもの、換算率は明治7年の飯田地方の「田畑割引法」のものを使う  
(大豆, 大麦, 小麦, ソバ各々斗につき米7升5合, 4升, 6升, 4升, 桑・楮10貫につき各々米7升5合, 6升 茶は含めず)
2. 小数以下2位 四捨五入
3. 史料 明治3年下川路村田畑名寄帳 明治7年一人別租税明細帳 明治7年田畑一筆限地引帳

は、立場をかえれば、村および周辺村の枠をはみ出る豪農層の生活資金の高利貸と、その帰結としての小作地の拡大の場合においても要請される性格をもっていったと云えよう。

豪農層の右の如き事情に対し、中貧農層とくに貧農層は反当収量も少く、耕地所有の絶対専の不足と相俟って豪農層からの土地借入れと余業収入へ依存してその再生産維持を行なわざるをえなかった。とくに、豪農層からの土地借入れ二毛作地の高生産力地であるにかかわらず、後述の如く六割以上の高率小作料を伴っており、一人平均小作面積が少い(第六表)ように、借入れによる経営拡大の志向は存在せず、むしろ、飯米確保を意図したに過ぎないことが判明する。

(3) 貢租率。増大した生産量と旧租との関係を見ることによって、貢租率の面から豪農経営の成立しやすい事情を

の可能性を強めているように、旧来の本百姓経営の単なる延長的存在ではなく、小商品生産展開の基礎としてこの意味をもちはじめたことは云うまでもない。

その意味で、この村の豪農層は富農層と同質的な性格をもち、地主化しながらなおかつ生産の主導性を握り、余業においても養蠶から製糸企業へと介入するに至った積極的な経営態度が観取できよう。このような豪農層は、後に「生糸元購買入資本金、横浜茂木商店ヨリ連帯ニテ借用」(5)する場合にみられるように、広域金融による担保設定上の要件としての測量単位を画一とする土地面積の確定およびその収益の把握という要求をつねに内包した存在であったと思われる。このこと

知るために作成したものが第九表である。

幕末、維新时期において、形式的にはほぼ各層共五〇%の貢租率を示すが、実質的には、各層ごとに不均等の負担度となっている。このことは、各層ごとの異った生産力の伸びが、結果として相対的に上層に軽く下層に重く作用している。実質的な貢租率の相対的低下が豪農層に有利になっていることがあきらかとなる。当村における地租改正の指導者となり、支庁管内の統一的算定方式と村位地位等級体系の創出を、郡村総代として中心的に推進めた今村家は富農層に属し、改租反対運動期の指導部に入った平田家は豪農層（森多平もこの層）に属している。

以上、豪農層を中心としてとくに小ブルジョアの生産関係下の経営について検討してきた。この段階では、豪農は高率小作率を収奪する地主的側面をもちながらも、本質的には、旧租の相対的低下のうえに剰余を追求する生産者であること、すなわち、性格的には地主化しつつある富農層であることが判明した。そこで、このような方向が地価算定のなかで如何に生かされ、政策意図の貫徹下で如何に規制されるかをみてみよう。

- (1) 「長野県町村誌」南信編、信夫村の部以下引用同じ、
- (2) 明治一四年当時の産物取調による穀物以外の生産物は、刷楮二三三〇貫余、晒紙八四三八束、藍葉六〇貫、綿一六貫余、繭一八三石余、生糸一六貫余（一五年）、茶一五貫余（一五年）等である。「収獲収入取調帳」による。
- (3) 「諸願留記」、「繭売買取調」川路支所文書
- (4) 奉公人や地所者が土着し、或家の分家分として別家したもの。住所は別でも主家と同一家族として扱われ、「歛頭」として主家の耕作の差配にあたる。「南伊那農村誌」一一頁
- (5) 「書入質証文写留」川路支所文書

### 3、地価算定方式の展開

(1) 地価算定方式の成立。明治六年七月、公布された全国的地租改正法は、筑摩県においては、九月にいたって全県下に布達される。土地実査と収益地価方式を柱とする同法は、実質において、絶対主義官僚の独自の性格を反映し

第10表 飯田地方各地の算定法 明治7年3月当時 (反当)

	等級	反当 收穫量	種肥代	作 徳	国 家 取 分		利子率
					村入費	地 租	
下川路村(田)	上等	2.4石	33.3%	40%	6.6%	20%	0.06
	中等	1.8					
	下等	1.2					
	々々	0.6					
下殿岡村(田)	1	2.4	37.6	40.2	5.5	16.7	0.0725
	2	2.25	40.1	38.6	5.3	16.0	
	3	2.09	42.6	37.0	5.1	15.3	
	4	1.92	45.4	35.2	4.8	14.6	
	5	1.75	49.7	33.1	4.5	13.7	
	6	1.50	50.1	32.2	4.4	13.3	
	7	1.06	56.0	28.4	3.9	11.7	
	8	0.9	(50.1)	(32.2)	(4.4)	(13.3)	
下市田村(田畑)	上等	2,866	40	40	5.0	15.0	0.06
	中等	2,312					
	下等	1,614					
	畑	(100%)					
							0.1329

1. 反当り 石3円
2. 明治7年田畑一筆限地引帳 (下川路) 青山秀彦氏前掲論文 (下殿岡)  
明治7年田畑一筆限地引帳 高森町市田橋都家文書

た諸因子をもつ算定方式(検査例)となつては、「官吏側で調査をする時の腹案」(?)としての役割を担ったに過ぎない。この役割を地租改正の意図、すなわち「旧来ノ歳入ヲ減セサルヲ目的」とする旧租維持・継承との関係で云えば、その意図を実現すれば必ずしも検査例に依拠する必要のないことを示していると云えよう。

その意味で、農民側の次の如き受けとめ方は正しいものである。すなわち「地券之儀(中略)、最精密ノ事ニテ候得共、詰リハ、旧貢米(現金ノ貢税也)へ去西ノ石代相場ヲ掛ケ代価仕出シ、扱、地価百分之三ト比較シ、此等シケレハ先ツ預リ置、百分之三ニ下レハ為調査候事ニテ(中略)、余ハ子細無シ」(2)とし

ている。旧租を地租部分に引当ることによって算式化する方向こそ、地租改正の意図を忠実に反映させるものであったが、それはとにかく、地租改正法施行当時の検査例の役割が右の如きものであったことは注意されねばならない。

そこで、以下各村の算定法を簡単に考察しておこう。第一〇表は飯田地方の中心部、水田地帯における三ヶ村の算

定法と取分比を示したものである。

まず、形式的側面からみれば、(イ)等級において以前の品等の影響と以後の等級体系への移行を示す両者が存在すること。(ロ)収穫量についても、表作のみ基準とする下川路、下殿岡村に対し下市田村は表裏作共含まれていること。(ハ)三方式とも国家取分以外の控除部分を種肥代(下川路は「自作小作共種肥手間代引」と表現する自作地方式となっていること等が判明する。このような形式上の差異は、実質的な、取分上の数値にいたってより激しくなる。

(a)地租 下川路村の二〇%を最高に、下市田一五%、下殿岡の等級に応じた一六・七%から一一・七%の控除と様々である。前二村は村落平均の実質貢租率(村総生産額に対する旧貢租の比)を、後者は平均貢租率を加味しながら生産力差によったものと思われる。例えば、下川路村について検討すれば、当村における貢租金は(後一二表参照)は、明治六年貢租掛り三五三石一〇八六円三四銭、同七年三四九石、この金一一九七円三二銭である。これに対し、明治七年総地価三・七八万円、この地租は一一九七円三二銭に当る。まさに、合致するのであって、前述の如き、地租改正法の農民側の受けとめ方が生かされていることがあきらかであろう。この点はまた、第九表の実質貢租率にも照応する。

このことから、右にみられる地租率の村ごとの差異は、その村の置かれている政治的経済的事情、たとえば、旧租の寛苛に影響していた領主権力の差や生産力上昇の度合などから必然化したものであることがしれよう。旧租をそのまま村ごとに継承する以上、その差は埋めえない。

しかしながら、取分上の問題としてみれば、地租以外の八割以上の取分が農民側に保証されるのであり、小作地化がそれほど進行していないこの時点では、農民的剰余として蓄積を可能とするものであったと云えよう。旧租引下げの意図はみられないが、相対的低下の旧租をそのまま地租に置きかえることによって幕末・明治期にみられる農民的な土地所有の形成をより確固たるものとする可能性を与えている。

(b)村入費 これは単純に地租の三分一とされたものではない。筑摩県では明治二年より六年まで平均年間村費を書き出させ、村毎に地租(旧租)と対比させているが、実際には、三分の一以上であったと思われる(3)。

(c)種肥代 この部分も三カ村共相違するが、この点を理解するために在来の土地価格の決定の仕方について触れて



おこう。明治五年九月、地券掛主任官員黒田直方が伊那郡巡村に際し、この地の地代金の一般的な仕出し方(4)を次の如く認めている。

伊那郡南山与唱候辺

一、田耆反歩

此揚り米耆石八斗

内

米 四斗貳升

貢米

揚米半石

米九斗

小作渡

米七升

村入用

米四斗壹升

地主徳米

此代金貳拾兩余

但耆兩に付米二升

「田畑小作人江預ケ(中略)、貢米并村費小作米ヲ引残、地主徳米ヲ目途ニ取調」(利率率六分)る小作地方式である。土地取引による自由な競争価格の形成をみないこの段階においては、地主小作間の土地移動から生ずる右の如き小作地方式が、地代金把握の唯一の方法であったから、収穫調査が行なわれた改租期においても直ちに純粹な自作地方式に転換するものではなかった。たとえば、伊那南山地方の一般的な方法とする右の小作地方式において、小作人取分が五〇%にあたるのが、下殿岡村の種肥代に照応する如くである。調査した収穫量を基準として、それに種肥代として小作分を配することにより、自作地方式と小作地方式との癒着がみられる。

右の考察から、種肥代は小作人取分に比定されていることがほぼ推察されよう。しかし、にも拘わらず三方村の取分上の差が著しいのであるが、これは、その村における小作地成立の事情を反映したものである。下殿岡村の種肥代が等級に応じて増減を示すように、その他の取分すなわち小作料は、生産力に応じて小作人取分と反比例の関係にある。下等地に小作料が低く上等地に高いように、下市田、下川路両村の種肥代(小作取分)の少なさは、この村の小

作地が上等地の高生産力地に成立していることを意味する、下川路村は裏作収量を含めることにより、小作人取分の割合はより高くなるが、いづれにしても、前述の如く種肥代に手間代も含めて算式化されていること、また、前節でみたように二毛作地の高生産力地に小作地が成立していた事情が小作人取分としての種肥代を低める結果となっている。

このように、下市田、下川路両村の方式は高生産力地に成立していた取分比率を、そのまま算式化し、それをもって、自作地の算定にも引当ているのである。その結果は、新たに小作地化する際の一つの基準を提供するものであつたし、また現実の地主小作関係下において前述の如き継承した地租の低下が、四〇％に当る地主取分を可能とするものになっている。このことから、表示の算定方式は、低下地租による剰余成立の可能性を位置づけているが、同時に、地主小作関係に入ることによって高率小作料による直接耕作者からの剰余の収奪の方向も性格づける。まさに、豪農層に適合的な方式となっている。

以上、算定方式の形式、実質にわたる差異を、各村の再生産構造との関連で簡単に指摘した。

最後に、このような村ごとの差をもつ算定式の成立する所以とその問題点について述べれば、その原因は、すべて地租改正法のもつ売買地価の建前にあると云えよう。地価の性質を、「地代金ハ一ヶ年收穫ノ内、種肥代其外諸費ヲ引去、全ク地主所徳トナルヘキ米金ヲ、其村從前売買仕来ノ利息割合ヲ以テ、現今互ニ売買スヘキ者ト見做」(5)(棒点筆者以下同じ) 寸売買地価としたことから、必然的に、在地の現実に即した「各地ノ慣行ニ因」(6) (地租改正規則)らねばならなかったのである。この売買地価の建前が、再生産構造を反映する農民独自の算定方式を生むことになったが、そのことは同時に、右の検討と関連して次のような問題を提起する。まず第一に、位置づけられる地租は相対的に低下した旧租であったが、錯綜的支配体制下の領主権力による収奪度(?)や生産力上昇の度合によって生ずる地域差の解消とはなりえないこと。第二に、表示三ヶ村の米価のみは同一であるが、地域差をもつ前期的市場の影響下に異つた諸物価が使用され、同じ生産条件と収穫量をみる地でも地価に統一性を欠くこと。第三に、取分比率の異なる算定式であるように、その村の土地所有の成長度がそのまま継承され、諸因子や等級の差において村落相互間の比較の困難をきたすこと等である。このような特徴をもつ算定が明治七年三月までの段階で行なわれていた。

第11表 田畑割引法と検査別 (田の場合)

等級	田 畑 割 引 法				大 蔵 省 割 引 法		
	收穫量	割 引 率 (種肥手間代)	地価	租率	割引率	地価	増地価額
1	石 3.0	割 3.0	円 63	% 9	1割5分	円 94	円 53.85
2	2.85	3.25	58	18		89	31.46
3	2.7	3.5	53	15		85	31.86
4	2.55	3.75	48	17		80	32.01
5	2.4	4.0	43	16		75	31.96
6	2.25	4.25	39	16		70	31.66
7	2.1	4.5	35	15		66	31.14
8	1.95	4.75	31	14		61	30.39
9	1.8	5.0	27	13		56	29.42
10	1.65	5.25	23	12		51	28.21
11	1.5	5.5	20	12		47	26.79
12	1.35	5.75	17	11		42	25.13
13	1.2	6.0	15	11		37	22.64
14	1.05	6.25	11	10		33	21.14
15	0.9	6.5	9	8		28	18.80
米価 3 円 33 銭				米価 3 円 52 銭			
利子 7 分				利子 5 分 5 厘			

1. 地価は円以下略 2. 物価の統一 (換算の一定化) が行なわれる、9表注記参照
3. 明治10年「地租改正之義ニ付嘆願書」 「松川町役場文書」

(2) 田畑割引法の内容。七年四月、

前月までに提出された地引帳を検討した県当局は、「土地肥瘠村柄盛衰便否其地景ヲ見据」(8)えた村位等級、「実地売買ノ価」による地位等級の設定を指令し、さきの問題点の是正にのり出す。飯田支庁諸村では、壬申以来の政策のためぐるしい転換に対する疑問を生じ、「下民困却、雑費不知幾何」(9)事情を背景とし、「失民心」ことを恐れた「郡村総代始区長正副戸長其他同志之者」(10)を推進母体として統一化がすすめられる。

それは、(イ)收穫米を算定基準とし、(ロ)收穫の内、種肥代手間代ならびに村費等の割引を一定にすること、(ハ)利子の統一、(ニ)物価の統一等を基本方針との統一、(イ)表がそれである。

して、七年一月にいたって、統一算定方式が成立した。田畑割引法と称される第一一表がそれである。田畑割引法の具体的分析は省略する(11)が、この特徴を列挙すれば次のようになる。まず第一に、收穫量と種肥代を基準とする村位(省略)地位等級体系の確立であり、それによる支庁管内の均衡化が完成したことである。第二に、同法での割引部分、すなわち種肥代は手間代を含み、一見、実質的な直接生産者の生産費に比定されているが、これは小作人取分である。つまり、この算定式は前段階の下殿岡村方式の拡大、集大成されたものであり、自作・小

作兩方式の癒着形態を示していることである。第三に、物価を統一し、利率を高めて現実売買価との権衡を計つたため、「種肥ノ割引ヲ多量ニ見積リ候故、実地ニ不揚收穫ヲ附シ、地価ニ而已着目取調」<sup>(12)</sup> べており、結果として、算定方式自体が抽象化されるとともに、のちに地租改正反対運動の一大目標「虚收穫」を生むにいたつてゐることである。

したがって、明治八年四月頃上申される地引帳は、右の如き特色をもつ算定式から逆算された虚收穫を付すものとなつたが、その地価の実質は、「人民申立ノ地価、検査例ニ照ラス時ハ低価ナルハ自然ノ通理」<sup>(13)</sup> とされる如く、前段階（七年三月頃）に出された低算定米価による低地価の諸特徴をすべて継承している。売買地価の建前をくずすことなく、各地の生産構造を反映させうるものとなつており、その限り、地域的統一化を意図した豪農プランであつたと云えよう。

(3) 検査例の適用。明治八年五月、「地租改正ハ固ヨリ速成ヲ要セサレトモ一県又ハ一郡一區ヨリ漸次ニ改正スルトキハ、彼是権衡ノ標準ヲ得難ク、且、逐年物価ノ低昂ニ依リ地価ノ差異ヲ生スル等種々ノ障害アルニ由リ、来ル明治九年ヲ以テ、各地方一般改正ノ期限」<sup>(14)</sup> とする政府の方針が確定し、新設の地租改正事務局の積極的活動が開始される。

新政府の物質的基盤の早期確立の目標と改租推進体制の成立とによつて、政府指導の強行的性格をもつ地租改正へと性格を転換するが、そのことは、確定した方針すなわち全国的な地域的平準化と、物価変動をくいとめるための短時日の決着という二つの要請を軸として行なわれたものである。かゝる要請が、従来の地租改正を認識対象として出されたものであることは飯田地方との関連をみても明らかであらう。

すなわち、飯田地方の地租改正は売買地価の建前を継承したところから、最後まで、錯綜的支配体制にもとづく領主権力による収奪度（「貢租ノ甘苦」）によつて生ずる地域差の解消をなしえず、また、生産力に応ずる統一的算定方式（統一物価）も飯田支庁管内という地方的規模にとどまつたという事情が、全国的な関連から考慮され、こゝに下からの積み上げを否定して、地域的平準化のための画一方式（検査例）が登場するにいたつたのである。「服案」的検査例から強制的適用の検査例へのかゝる転換は、旧租を減ずる如き在地の動向（算定プラン）に対するものとし

てではなく、地域的平準化の作用によるものであり、ここにいたって、官僚の計算にもとづく旧租維持の意図が全国一率に、しかも、改租単位内における地域的経済発展度を無視して貫徹する。

飯田地方においては、まず、八年七月「再度地価積り立法替二付」<sup>(16)</sup> 収穫見込書の提出が命ぜられ、「官衙御指定ノ地価ニ充タセンカ為」<sup>(16)</sup> 召集した村惣代を、村民と協議させず、抜打的に「先般上申相成候収穫ニ（注虚収穫のこと 筆者）下ラサル様」<sup>(17)</sup> 強制する。そのうえ、「他区ノ事情ヲ論スルヲ禁シ、即座ニ見込申立サセ」<sup>(18)</sup> た「無根ノ増米」をもって算定の基準とするにいたる。ついで、検査例の適用による種肥代、利子率の低下が行なわれ、さらに、政府指令による算定米価の上昇によって、極めて高い地価が配付されている。

これらの結果を、田畑割引法との関係で示すと第一一表のようになる。増米が村毎に如何なる役割を果たしたかあきらかではないが、この史料が嘆願闘争時に提出されたものであることから、増地価（地租）の配付は田畑割引法の村位地位等級体系のうえで行なわれたと考えられる。

このことから、特徴を概括すれば、四等級の増地価を最高として八等以上に増加額が多く、ほぼ生産力に照応していること。したがって、これと関連する村位等級においても、それが生産力水準の順位をあらわす限りにおいて、上位等級村ほど増加額が多く、しかも、村内においては地位等級を中心とする上位等級所有者に苛酷に作用したものである。他方、増加率からみれば、かえって下等地および下位等級村に高いが、これらが周辺山村地の土地改出の多い地域であることから、増租による対立は、むしろ豪農層を輩出していた中心部の改出の少い上位等級村に生ずる所以があった。

以上みられるように飯田地方における地租改正実施過程の特色は、先づ、各地に多様な農民的な算定方式が発生し、ついでその総合化を通じて統一的な村位地位等級体系に基づく算定方式が成立したが、改租の最終段階で飯田地方独自の算定方式は否定され、全国的に平準化された旧租水準の維持が貫徹していった。それは、国家権力を背景とする強行的政策本来の暴力性を通じて行なわれたが、飯田地方の如く、実地調査後の算定は必然的に増租に帰結するものであり、剰余の収奪のみではなしに地主的利害とも対立するものであった。そこで、以下立入って増租の影響を検討することにしよう。

- (1) 有尾敬重 本邦地租の沿革五四頁
- (2) 明治六年御布告留 川路支所文書
- (3) 近刊拙稿「松本地方の地租改正」——豪農と改租の関連をめぐって——」土地制度史学
- (4) 明治五年「地券調之義ニ付申上候書付」旧筑摩県引継書、長野県庁文書
- (5)(6) 「彙纂」集成七卷三二七頁以下
- (7) 注(3)論文参照
- (8) 明治七年(無題)川路支所文書
- (9) 青山氏 前掲論文より再引用
- (10) 明治八年「嘆願」飯田市柿野沢牧野内家文書
- (11) この詳細については、青山氏「『農民的地価算定案』の内容と特質」地方史研究五四参照 但し 理解に差異がある。
- (12) (9)に同じ
- (13) 明治八年「地租改正ニ付検査例ニ相用候物価伺」同年公文編冊 長野県庁文書
- (14) 「地租改正例規沿革撮要」集成七卷二八三頁
- (15) (16) 「地価修正請願書接」飯田市駄科北沢家文書
- (17) 「上申書」飯田市松尾支所文書
- (18) 「区長建言書」(雑誌)飯田市柿野沢牧野内家文書

#### 4、改租結果とその影響

国家権力を背景に、旧租維持と地域的平準化の画一的算定を要求する検査例は、一見、在地との断絶上に登場した限り、地域的发展度との対応で摩擦を生ずることは自明のことであった。八年五月をさかいに、従来推進された下からの道が、そのような方向のなかで阻止されるとすれば、その対応如何を究明することは重要な課題と云わねばな

第12表 下川路村改租結果表

		A 明治5	6年	B 7年	8年	C 9年	11年	$\frac{B}{A}$	$\frac{A}{B}$
反	田	4548畝	7960	8690	8738	8738	7983	191	101
	畑	5171畝	9389	10006	9893	9899	9083		
別	宅		933	1248	1192	1192	1150	218	99
	計	9727畝	18276	19944	19823	19814	18216		
実価及地価			A 39128円	37863	40401	90449	81902	97	239
石	高及高	1230石	左同	2169	(含虚収 穫) 2504	(含無根 ノ増米) 2872		176	132
貢租及地租	同	351石	左同	349		790			221
同 金			1086円	1197	1212	2713	2045		226

1. 地価は耕宅地のみ 2. 11年は丈量・地価修正・地租引下げ後のもの
3. 9年収量は同年地価より第11表右の検査例で逆算した推定量
4. 比率は小数以下四捨五入
5. 明治5年分 同年田畑一筆限地引帳、明治7年諸願届屈並指令留  
6年7月 信濃国伊那郡下川路村田畑一筆限代価帳  
7年3月 田畑一筆限地引帳  
8年4月 田畑一筆地引帳  
9年、11年分 緊要書類留記 改正地引帳

らない。地租改正の本質はまさにこの点にかかわっている。

ここでは、その対応をあきらかにする前提として、豪農層により推進された下からの地租改正結果の特質を考察しておく。

下川路村における地租改正の全過程を表示すれば第一二表がえられる。

これによれば、反別は六年の丈量により増加し、七年には更に漸増するが、一〇年の反別修正によって漸減する。田畑ともほぼ同率の増加となっており、地目別の差異はみられない。地価に関しても、農民による算定が行なわれた明治八年四月までは六年の実価とほぼ同額で変化がみられず、地目別の変化(省略)もみられない。だが、九年(明治八年八月段階で配付されたもの)になると、総額において二倍余、実に七年に対し一三九%の増加率となる。地目別には畑地に増加率が高い。このような結果は七年の実収量に対し、三二%の増加率となる押し付け収穫によるもので、旧租は米額において一二%、金額において一二六%と必然的に増加となっている。

以上は村全体の結果である。その限り、農民層全体の平均的結果を示したに過ぎない。そこで、さらに私たち

第13表 農民算定における租率の変化

階層(反)	旧租 A	期待地租額		B A	C A	期待租率	
		B I	C II			I	II
0-2.5	29.6石	24.6石	13.4石	83.0%	45.3%	33%	18%
2.5-5	30.0	31.6	17.2	105.0	57.3	26	15
5-10	48.2	44.7	24.4	92.6	50.6	24	13
10-15	50.3	52.3	28.5	104.0	56.6	23	13
15-20	22.6	21.8	11.9	96.2	52.6	23	13
20-30	37.6	46.1	25.1	122.6	66.7	22	12
30-50	53.7	56.5	30.8	105.0	57.3	20	11
50-100	57.2	73.9	40.3	129.2	70.4	21	11
100以上	19.9	22.6	12.3	113.4	61.8	19	11

1. 期待地租は各層の地租額を農民算定米価石当り3円で換米 同IIは7年市場米価石当り5円50銭(飯田地方)で換米
2. 地租は小数点以下2位 租率は小数点以下四捨五入
3. 明治7年一人別租税明細帳, 田畑一筆限地引帳

って階層別に考察し、農民算定段階の特質をみておこう。虚収穫を含め明治七年を中心にみる。

改租結果を階層別にみると第一三表のようになる。この表は階層別に集計した地租を、農民算定米価および当時の市場米価で換米化したものを旧租と対比することによって階層別の租額増減の度合を、また、その各々を当時の收穫量と比較することによって租率の変化を知る意図のもとに作成され、第九表と密接な関連をもっている。

まず、旧租と期待地租額とを比較すれば、改租結果が階層別に不均等に作用している事情があきらかとなる。すなわち、双方の比率をみれば二町以上の富・豪農層に増租率がとりわけ高く、一町〜二町層、二・五反〜五反層はほぼ旧租を継承し、その他は旧租以下となっている。このような結果は、全体として、旧租の積極的引下げによる寛租化の方向をうち出しえない限界をもつが、反面、増租率が上層に高く下層に低いことによって、階層間の平準化が行なわれると云う特徴をもっている。

これは、農民の収益方式による改租が、直接的に豪農層の利害を貫徹させたものではなく、土地丈量と生産力の伸びの把握によって、上層農民に不利な結果を生み出しているのである。

ところが、この増租額を階層別收穫量(八表)との関係でみれば、期待租率の如く、下層ほど、相対的に、無收穫の家に付



された地租が高く表現された高租率となっているが、全体に、ほぼ二二%に平準化されている事情がわかる。この点、九表の改租前における七年の実質貢租率と比較すると、改租によって、より階層間の平準化が進んだかたちで旧租が維持継承されている。このように増租率の階層別不均等も収益に相応しており、階層間の平準化は、実際上はとにかく、原則的には、産物価格の変動にともなう経営への影響を同様なものとしていた。改正の進行した七年における現実米価による期待地租Ⅱはほぼ旧租の六割にしかあたらず、したがって、期待租率Ⅱも総收穫の一・二〜一三%程にすぎない。遂行された農民の地租改正は、相対的に低下した旧租をそのまま位置づけ、物価の上昇のもので、地租金納にともなう農民経営の有利性を生み落し、それによる萌芽的利潤形成の可能性を確保することを意図したものであったことがあきらかならう。

ところで、右でみた如き平準化され継承された旧租Ⅱ新租以外にあたる七八%の農民取分は恒常的は利潤形成を可能とするものであつたであろうか、また、利潤形成がみられるとすれば、それは農民経営においてどのような役割を果たしたであろうか。経営発展の性格如何を、地租との関連でさらにたちいて現実の問題として考察しなければならぬ。しかしながら、階層別あるいは個人別の具体的様相はあきらかにしえず、ただ平均的結果であるが当時の農産収支から、全体的な発展の評価に関する手がかりを提出するにとどめる。

そこで、第一四表の下伊那郡における平均的な農産収益を簡単に検討しておこう。史料は県治一覧表作成のために各郡で調査されたもので、各種作物の生産費が記載されているが、畑作の場合、ここでは大豆の生産収益を用いている。右史料によれば、農具損料の記載を欠くため、明治二一年旧筑摩県下の平均的農産収益における農具損料の比率をあてはめたものである。田畑共、表作の場合である。

表にみられるように、収入と支出を比較すると僅か田で六七銭、畑が一円五三銭の剰余を生み出している。それは、田畑合計による純益率をみるとわかるように、種肥代三三・八%に対しその二分の一にも達せず、とうてい主穀経営のみによる拡大再生産を可能とするものではなく、とくに水田にその傾向が著しいが、とにかく利潤の形成がみられる点は承認されねばならない。米価騰貴による地租率の低下はさらにその可能性を強めている。いま、この経営の特質をみれば、支出の比率にあきらかなように、当該時点においては、地主的土地所有発展の基礎的要因とも云う

第14表 下伊那郡反当収益表 (明治11年)

	収入		生産費				地租及 村費	支出計	益
	額	価	種子	肥料代	労賃	農具 牛馬 損料 飼料			
田	2石	10.50	0.34	3.50	3.06	1.33	1.60	9.83	0.67
畑	1石	4.75	0.12	1.20	1.02	0.28	0.60	3.22	1.53
計		15.25	0.46	4.70	4.08	1.61	2.20	13.05	2.20
比率		100	33.8		26.7	10.5	14.5	85.5	14.5

1. 地租及村量は下川路村の算定方式により算定したもの
2. 農具損料及牛馬飼料の比率 集成7巻附録
3. 「県治一覽表編成原稿」長野県庁文書

べき肥料代および労賃の高さが経営上に規定的に作用しているのであつて、地租は二義的役割を果すにすぎない。このことは、地租の増減をもつて直ちに農業生産のブルジョアの発展の可否は断定しえないことを意味している。肥料、労働の多投による集約農法として行なわれた前述の如き生産力の上昇は、それ自体、地租の相対的引下げに作用するが、右の如き経営基礎の不安定からして、相対的低下をみるとは云え、地租の影響から脱すことはできないという相互関係をもつ。まさに、このような事情のうえに、農民による地租改正が進行し、改租は、不安定な経営基礎のうえに形成されつつあつた剰余を確保し、さらに、その拡大の可能性を生み出した点に意味があつた。

このような生産条件のもとにおける自作経営は、それゆえ、米価が騰貴し労働部分をきりつめることによつてのみ拡大再生産が可能となり、それ自体、基本的には、相場の変動と商業高利貸資本の作用に対し敏感に反応する性格をもつたと云えよう。この結果、経営はきりさげ可能な家族労働を主体とせねばならず、雇傭労働力の導入による経営拡大の方向は重大な制限が付され、その枠内においてのみ富裕化が進展した。

ところで、このように形成された利潤は、現実の生産関係のなかでいかに分配されたか解明されねばならない。そこで、つぎに地主小作関係を問題としよう。対象を豪農層に限定し、農民の算定期における小作地の事情を示せば第一五表のようになる。

小作料率約六一％は、検査例二則の六八％にかなり近く、すでに全国的改租に先だつて高率小作料を確保しうる条件が生まれていた。小作人取分

第15表 下川路村の小作地

受作者 所有階層	戸数	小作地	明治6 地 租	明治7 地 租	総収量	小作料	I 期待地租 (3円)	II 期待地価 (5円50銭)
5反以下	68	1378	38.48	4,330	238.31	144.42	43.3	23.6
5反~1町	16	207	4.32	585	30.54	19.46	5.95	3.2
計	84	1585	39.80	4,915	268.85	163.88	49.2	26.8

明治7年田畑一筆限地引帳

第16表 取分比

	国 家	地 主	小 作
改租前	14.8	46.1	39.1
改租後	18.3	42.6	39.1
現 実	10.0	50.9	39.1

15表加工

約三九%は、さきの収益表との関連でみれば種肥部分をわずかにうわまわるにすぎず、まして、労賃部分の再生産は不可能であり、賃労働雇傭による経営拡大の方向はとざされた、飯米確保だけのものとなっている。これに対し、地主層は、取分比率の変化にみられるように、改租の影響如何にかかわらず小作人取分を物納により固定化し、改租前の貢租の相対的低下にともなう剰余の成立も、その後の金納化にともなう経営の有利性もすべて自己の手中に帰するものとしている。したがって、国家取分の改租前に対する改租後の上昇は、前述の如き、改租にともなう階層間の平準化作用の結果もたらされた増租が、このような小作地に配付されたことを示し、その限り、豪農層へもたらされる不利益は小作人に転嫁される性質をもっていた。このような条件は、また小作地が両毛作の水田に集中するように、とくに畑作に対する水田生産費の増加を直接生産者に肩がわりしようという条件とが相俟って豪農層に有利に作用し、現実の市場米価の高騰によって国家取分の減少にともない五割以上の地主取分を可能としている。

云うまでもなく、右のような事情は、前述の如く、算定法自体が現実の地主小作関係に立脚して、その取分比を算式化したためで、旧来、形成されつつあった地主的土地所有が再生産された結果をしめしている。

さて、以上のような地主小作関係は、農民の改租結果全体との関連において次のように云うことができよう。

第一に、農民の地租改正においても、農村内部の現実の所有関係をそのまま認めた

ものであること。第二に、旧租の引下げの明確な意図は存在せず、相対的に低下した貢租をそのまま継承すること。第三に、しかし、生産力水準に照応した地租の平準化をもたらすが、そのうえに一般的に形成をみる農民剰余は地主小作関係のもとでは地主の手に吸収される性格をもっていたこと、第四に、米価騰貴と以後の地租の固定化は、剰余の地主への集中を促進し、経済変動にともなう農村工業の不況のもとでは、豪富農層は地主的側面を強めることによって不況を転嫁できる条件を確保しえたこと。第五に、これに加え、土地丈量にもとづく私的所有の法認は、萌芽的に形成された農民的剰余の確保を可能とする限りブルジョア的要求を基抵としたものであったが、経営基礎の不安定さは直ちにブルジョアの発展を可能とするものではなかった。まさに、地主的土地所有は萌芽利潤と所有の確認のうえに発達することを意味し、丈量と収量の公示は小作料の割合確定を容易とし、小作地の遠隔地設定の可能性を拡大するものであった。第六に、したがって、この段階に推進された農民の手による地租改正は、地主へ転化しつつある富農層に適合的な改正であったと云えよう。このような諸変革が地租改正全体の性格として貫流し、その質的側面をなしている。

## 5、配布増租の問題点

つぎに、押し付け地租の特色を、農民の手による改租と同様の方法によって検討し、増租のもつ意味を若干問題としておこう。

先に指摘したように、下川路村の押し付け地租は、米額、金額ともに旧租に対し二倍以上となっていた。このような村単位の平均的結果を階層別にみると、田畑引法当時の地位等級を通じて配付されたため、収益方式本来の機能としての階層間の平準化を破壊するものではなく、一七表にみられる如く階層ごとに均等の負担としている。旧租を大きく上廻わる七七〇石の地租は、収穫の約四割を収奪して、比率において封建貢租とかわらない。この収奪の割合は、九年の市場米価による現実の租率においてもわずかに低下するのみであるところから、「穫ル所ノ諸穀ヲ売却シテ租額ヲ納メ、残穀ヲ計フルニ其百分ノ一二過キ」<sup>(1)</sup>とざる情勢となり、改租反対運動を積極化させる原因となっている。これは、一〇年の地価修正を勝ちとった結果（九千円余）と、地租の百分の二・五への引下げ、米価騰貴とに

第18表 押し付け地租下の取分比

	国家	地主	小作
取分	35.9%	25.2%	38.9%

## 1. 国家取分に村費を含まない

れた地租は、まさに、自作経営における萌芽的利潤の形成を阻止し、経営展開に停滞的性格を付与するもので、封建的貢租と本質的に変わりないものとなっている。

それゆえ、主穀生産を中心とする水田地帯の自作経営の発展の可能性は少なく、余業への依存と労賃部分のきりつめ、穀価騰貴によってのみ拡大再生産が可能となるにすぎない。

一方、このような条件のもとでの小作経営の変化如何はあきらかではない。小作料に関する史料が乏しく、全体として確定はできないが、郡村総代にして十年代を通じて地主化する富農今村家の下作帳(2)と検討する限りでは、小作料の引上げは行なわれていない。これは、農民の算定にもとづく地租改正の段階の高率小作料の位置づけが、飯米確保のみの苛酷なものであった事情による。もし、引上げが行なわれなかったとすれば、取分比率は第一八表のようになる。農民の算定による改租段階において、確定していた実質的な高率小作料のなかで政府と地主による再分配が行な

第17表 押し付け地租率の変化

	明治9年率	同年実質租率	明治11年実質租率
0~5反	50.9%	49.9%	28.4%
5反~2町	44.0	41.0	25.0
2~5	40.2	37.5	22.3
5町以上	38.7	35.8	21.5
換算米価	改租算定価 3円52銭	改租算 3円80銭	市場価 5円25銭

1. 7年, 8年の土地移動は含まれていない
2. 8年の市場価は県全体のものを使用
3. 改正地引帳

よって、ようやく一一年にいたって政府の意図した収穫中の二五%にまでさがりえたのである。もちろん、平準化を基礎とするこのような租率の変化も、現実的には、大きくは階層により、また個人によって影響の度合は異なることは言うまでもない。しかしながら、これを具体的に知ることが困難であるため、一四表を使用して検討してみよう。

この押し付け地租は、虚収穫と無根の増米を基準として算出されたため、表示された反収に検査例則を適用することはできない。そこで、極く大まかであるが村全体の増租率一三%を、そのまま表中の地租および村費部分に乗じて算出した水田三円五二銭と畑一円三二銭によって比較してみれば、水田において実に一円二五銭の赤字、畑においてはも剰余分は減少し八一銭の黒字になるにすぎない。つまり、相殺すればあきらかなように、総体的に全剰余の収奪に帰結したところから、下川路村に押し付けら

われ、国家取分の増大が、五割に近かった地主取分を結果として半減させるにいたっている。このように、地租改正が中央政府によって在地での地主取分の奪取をねらって行なわれたような地帯では、農民的土地所有のみならず地主的土地所有さえも阻止されざるをえなく、豪農（地主化しつつある富農）層は、生産者的側面ばかりでなく地主的側面においても、政府と直接的な利害は相反するものであったと云えよう。

以上、極く簡単に配付された増租と経営との関連について触れたが、この帰結としての増租の意味を若干考えておきたい。

飯田地方の地租改正において、農民の算定段階にみられた諸特徴は、検査例にもとづく政府意図の貫徹をみる明治八年五月以降においてもかわりない。所有関係の承認において、旧租維持の方向において、また階層間の平準化においてしかりである。この両期の差、すなわち推進者たる豪農層と絶対主義官僚との性格の差は、質的側面に存在するのではなく、増租という量の差としてしか表われないことを示している。量的な租額が、単なる量以上の影響を及ぼし質的な地主的土地所有を生み出す原因は、集約農法にもとづく不安定な経営上の特質にかかわっている。

ところで、増租という意味は二つに区分して考えねばならない。一つは、旧租率二〇%から四〇%への増租をみた下川路村の場合であり、他は、旧来の低下旧租が、全国的に地域的平準化をみた二五%に上昇する場合である。いづれも、地租の増加の過程で利潤率の減少をもたらし、経営の不安定と相俟って、自作経営の停滞を生み出し、直接生産者の生産の縮小と小作地への放出、拡大を必然化するものとなったと考えられるが、しかし、全国的平準化のための比率二五%は、それが全国における平均的な旧租率であるとすれば、まさに、旧租のうえに成長した地主豪農層のそのままの承認に通ずるのである。地租改正反対運動は、地域的平準化された旧租率以上に低下していた経済的發展をみる地域において一率化されるための、しかも二五%をこえてさらに増租となる飯田地方の如き地域に典型的にあらわれる。

したがって、この運動の性格に即して云えば、相対的低下をみた旧租を二五%に平均的に、さらに、それ以上ともなる増租を強制することによって、経営利潤の形成に付与された停滞性に対するブルジョア的要求をもつものであったが、当面の課題たる豪農層に即していえば、従来の手作経営的側面を縮小し、他の性格たる地主への傾斜を円滑に

することによって、彼等は有利に自己の転換をはかりえたわけである。惣体として、増租が右の如き役割を担ったことは否定できないが、旧租維持の意味での、全国的平準化の地租率を考えるとすれば、豪農層に、否、地主化しつつあった富農層に適合的な改正であったと云える。

(1) (嘆願書) 飯田市駄料北沢家文書

(2) 明治三年〜一五年 下作帳、飯田市川路今村家文書

## む す び

以上、飯田地方における地租改正実施過程を、経済構造、在地算定方式、検査例の相互関連において検討してきた。これから、次のことがあきらかになったと思う。

まず、第一に改租期の小ブルジョアの生産関係のもとにおいては、貢租はすでに相対的に低下し萌芽的利潤を生み出すにいたっていたが、経営の特質から、同時に生み出された地主小作関係においては高率小作料の収奪が行なわれ、農民独自の算定による地租改正はかかる特徴をそのまま位置づけたものであった。すなわち、階層間の平準化による地租負担の原則的な平準化がみられるもの、旧租維持と地主小作関係の再生産が行なわれ、豪農層に適合的な改正となっていた。

第二に、それゆえ、農民の地価算定方式Ⅱ地租改正は、政府の改正方針に基本的に対立するものではなく、むしろ、絶対主義的改正方針を是正する原動力的役割を果たした。したがって、両方式による地租改正は同質的側面を多分にもち、地租負担の量的重みとして現象したにすぎない、いいかえれば、旧租維持、継承の方向で行なわれた農民独自の地租改正は、絶対主義官僚の推進する地租改正方針に影響を与え、地域的平準化をもたらす検査例を正面にお出し、地価の性質も法定地価の色彩を濃厚にしたが、それ自体は、地主への転化の要素をつねに内包し、萌芽利潤の確保を志向するものとして行なわれている。

第三に、このことが、全国的に平均化された旧租の押し付けのもとで、地租の量的側面において地主的土地所有の

阻止、自作経営の停滞性を生み出したが、質的には、以降の全機構のなかで体制的に確立する地主的土地所有の形成の起点となった。

第四に、しかしながら、増租地の典型としてのこの地域における改租結果から、旧租維持を志向した全国的改租の結果をみれば、さきに低租となることから、一般に成立した土地所有は、検査例適用以前に農村内部でみられた幕末・明治期の発展を平均的に公認されたものと考えられる。この点の確認は、結果として旧租継承がみられた地帯の実証によらねばならないので結論は避けるが、一応、以上の検討より、成立した土地所有は農民的土地所有と地主的土地所有の重疊的法認であったと考えられる。

#### 附 記

研究にあたって機会を与えて下さった古島敏雄先生、つね日頃御指導下さる木村礎先生をはじめ宮下操、牧内雅博氏など現地の方々の御世話になった。ふかく感謝したい。